

久留米広域消防組合公告第 1 9 号

公有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び久留米広域消防組合契約事務規則第 2 条の規定により準用する久留米市契約事務規則第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

久留米広域消防組合長 原口 新五

1 一般競争入札に付する公有財産の概要

物件 番号	財産名称	総排気量	初年度 登録	走行距離	予定価格	入札保証金
8-4	訓練指導車 (マツダ タイタンダッシュ)	1. 99L	H21. 8	134, 253km	100, 000 円	10, 000 円
8-7	ゴムボート (アキレスマリン)	—	不明	—	10, 000 円	—

備考：1 「予定価格」とは、あらかじめ組合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は、性能維持管理のため増加することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米広域消防組合が定める久留米広域消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「組合ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「K S I」という。）が定める KSI 官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。

- (7) 18歳以上の者であること。
- (8) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みを行った者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和8年10月30日（金曜日）午後1時から令和8年11月17日（火曜日）午後2時までに、あらかじめK S I の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより久留米広域消防組合が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続きを完了した後、令和8年11月17日（火曜日）午後5時までに所定の申込書等により久留米広域消防本部総務課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

申込書等を郵送する場合

- ① 送 付 先 〒830-0003 福岡県久留米市東櫛原町999番地1
久留米広域消防本部 総務課

- ② 受 付 普通郵便等で令和8年11月17日（火曜日）消印有効

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 誓約書
- ・ 個人の場合は、身分証のコピー（公的機関が発行した「運転免許証」「パスポート」等の顔写真付きの身分証に限る。）
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書のコピー
- ・ 法人の場合は、役員等一覧（登記事項証明書に登録されている役員の方（代表者・監査役を含む。）全員について記載）
- ・ 法人の場合、役員等の氏名、生年月日及び性別が記載された書類が必要になります。（照会情報一覧【様式第1号】）

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

- (3) 受付期間内に申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。
- (4) その他
 - ① 申込書は、久留米広域消防本部のウェブサイトからダウンロードすることができる。
 - ② 申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 福岡県久留米市東櫛原町 9 9 9 番地 1
久留米広域消防本部 総務課 電話 0 9 4 2 - 3 8 - 5 1 5 7
- (2) 期 間 令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金曜日）午後 1 時から令和 8 年 1 1 月 1 7 日（火曜日）
午後 2 時まで

5 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和 8 年 1 2 月 1 日（火曜日）午後 1 時から令和 8 年 1 2 月 8 日（火曜日）
午後 1 時まで
- (3) 開 札 令和 8 年 1 2 月 8 日（火曜日）午後 1 時以降

6 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札金額（消費税及び地方消費税並びに自動車リサイクル料金を含む。）
を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金（自動車の場合に限る。）

- (1) 入札に参加しようとする者は、久留米広域消防組合が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、久留米広域消防組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は久留米広域消防組合に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請をした者が行った入札
- (3) 組合ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、久留米広域消防組合が開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札

者を決定する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和8年12月15日（火曜日）午後5時までに契約締結しなければならない。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、令和8年12月22日（火曜日）午後2時30分までに売却代金の残金を一括にて久留米広域消防組合が発行する納入通知書又は久留米広域消防組合が指定する銀行口座への振込みにより納付しなければならない。

また、納付を確認するために領収書等の写しを久留米広域消防本部総務課に郵送またはファックス送信しなければならない。

○久留米広域消防本部 総務課 ファックス番号 0942-38-5172

11 物品の引渡し

(1) 物品の引渡しは次の期間及び場所にて公開したときの状態で引渡すものとする。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、久留米広域消防組合は一切の責任を負わないものとする。

(2) 引渡期間 契約締結及び売買代金残金納入後～令和9年1月29日（金曜日）

時間帯 午前9時～午後3時

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 引渡場所

ア 物件8-4： 福岡県小郡市三沢4626番地5

三井消防署三国出張所

イ 物件8-7： 福岡県久留米市東櫛原町999番地1

久留米消防署本署

12 所有権の移転及び名義変更（自動車の場合に限る。）

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及

び公租公課等は、落札者の負担とする。

- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後、速やかに車検証等の写しを久留米広域消防組合に提出すること。
- (4) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出すること。
- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

13 その他

- (1) 当該公告文記載内容に定めのない事項については、K S I オークションサイトへの掲載内容に基づくものとする。
- (2) 久留米広域消防組合は、売払物件の契約不適合責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する課

名 称 久留米広域消防本部 総務課

所在地 〒 8 3 0 - 0 0 0 3 福岡県久留米市東櫛原町 9 9 9 番地 1

電 話 0 9 4 2 - 3 8 - 5 1 5 7